

大 高 契 第 9 2 号
令和5年12月28日

事業者 各位

大和高田市
総務部長 田中 義久

2業種登録制の導入について（通知）

建設工事(市内、市外)、測量・コンサルタント(市内)の競争入札参加資格審査におきましては、登録希望業種を1業種選択することとしておりましたが、下記の登録時より2業種まで選択できるように変更いたしますので、お知らせします。

記

[市内]建設工事 : 令和8・9年度有効の定期登録から
[市内]測量・コンサルタント : 令和8・9年度有効の定期登録から
[市外]建設工事 : 令和7・8年度有効の定期登録から

※令和6年2月に受付を予定しております[市内]令和6・7年度有効の定期登録、[市外]令和6年度有効の追加登録につきましては、1業種選択となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

● 2業種登録制の導入に伴う建設工事の選択業種の変更について

建設業法上の工事の種類（29種類）より、登録を希望する業種を2業種まで選択できることとします。（※登録には、希望される全ての業種について建設業許可及び経営事項審査を受けている必要があります。）

それに伴い以下のとおり、選択業種の変更がございます。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

[市内]

| | これまでの選択業種 | 令和8・9年度以降の選択業種 |
|---|-------------------------------|----------------|
| ① | 管工事（水道） 管工事（空調） 管工事（設備） | 管工事 |
| ② | 塗装・防水工事 | 塗装工事 防水工事 |
| ③ | 交通安全施設 | — |

①…これまで「管工事（水道）」、「管工事（空調）」、「管工事（設備）」としてきたものを「管工事」とします。

②…これまで「塗装・防水工事」としてきたものを「塗装工事」、「防水工事」とします。

③…これまで「交通安全施設」としてきた選択業種を無くします。変更後の道路付属物に関する工事は、工事内容に応じ「とび・土工・コンクリート工事」又は「塗装工事」を対象に発注することとします。

道路標識、道路反射鏡、防護柵等の工事・・・「とび・土工・コンクリート工事」

区画線、道路標示等の工事・・・・・・・・・・「塗装工事」

[市外]

| | これまでの選択業種 | 令和7・8年度以降の選択業種 |
|---|---|----------------|
| ① | 鋼構造物工事（橋梁上部） 鋼構造物工事（水門） 鋼構造物工事（その他） | 鋼構造物工事 |
| ② | プレストレストコンクリート工事 | － |
| ③ | 交通安全施設 | － |
| ④ | 管更生工事 | － |
| ⑤ | 「その他」として登録してきた専門工事 | それぞれの専門工事を新設 |

- ①…これまで「鋼構造物工事（橋梁上部）」、「鋼構造物工事（水門）」、「鋼構造物工事（その他）」としてきたものを「鋼構造物工事」とします。
- ②…これまで「プレストレストコンクリート工事」としてきた選択業種を無くします。変更後のプレストレストコンクリート工事は、工事内容に応じ「土木一式工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」を対象に発注することとします。
- ③…これまで「交通安全施設」としてきた選択業種を無くします。変更後の道路付属物に関する工事は、工事内容に応じ「とび・土工・コンクリート工事」又は「塗装工事」を対象に発注することとします。
- ④…これまで「管更生工事」としてきた選択業種を無くします。変更後の管更生工事は、「管工事」を対象に発注することとします。
- ⑤…「大工工事」、「左官工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「石工事」、「屋根工事」、「タイル・れんが・ブロック工事」、「鉄筋工事」、「板金工事」、「ガラス工事」、「内装仕上工事」及び「熱絶縁工事」については、これまで「その他」として登録してきましたが、それぞれの専門工事を選択業種として新設します。